

# 2024年度 重度訪問介護従業者養成研修の案内

★講義2日+実習1日で取得可能★

地域で自分らしく生活する障害者の支援をしませんか

重度訪問介護とは、障害者自立支援法のサービスの一つです。

講座では重度の肢体不自由者であって常時介護を要する方に対し、居宅における介助や外出中の介護（ガイドヘルプ）、緊急時の対応などに関する知識や技術を学びます。

さらに指定重度訪問介護における実習があり、当事者の方とのコミュニケーションを通して、より実践的に学ぶことが出来ます。重度訪問介護従業者資格は、短期間で資格取得が出来ますので、これから介護の仕事を始めようかと思っている方にはぴったりの資格です。

全カリキュラムを終了すると「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（2006年9月28日厚生労働省告示第538号）の重度訪問介護従業者養成研修基礎課程・追加課程の修了証書が発行されます。障害者介護の仕事を始めるにあたってまず必要とされる資格、それが重度訪問介護の資格です。障害の軽度の方から最重度の方までサービスを提供することが可能です。

「強度行動障害支援者養成研修」「同行援護従業者養成研修」「重度訪問介護従業者養成研修」のいずれかを受講すれば、初任者研修等のヘルパー資格のない方でも呉市の移動支援に従事することができます。

【日 時】（講義2日間+実習1日）

第1回	2024年4月20日（土）10：00～16：10 2024年4月21日（日）10：00～16：15 実習 4月22日～5月21日のうち1日：10時間
第2回	2024年11月23日（土）10：00～16：10 2024年11月24日（日）10：00～16：15 実習 11月25日～12月27日のうち1日：10時間

【会 場】くれんど 本部 2階 呉市安浦町水尻 1-3-1（実習は利用者宅）

【受講内容】 重度訪問介護従業者養成研修（基礎及び追加）通学課程

<基礎研修>

- ① 重度の肢体不自由者の地域生活等及び従業者の職業倫理（2h）
- ② 基礎的な介護技術（1h）
- ③（実習）基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーション技術（5h）
- ④（実習）外出時の介護技術（2h）

<追加研修>

- ⑤ 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援（4h）
- ⑥ コミュニケーションの技術（2h）
- ⑦ 緊急時の対応及び危険防止（1h）
- ⑧（実習）重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習（3h）

【受講対象】 16歳以上でホームヘルプサービスに従事することを希望する方、又は従事することが確定している方

